

# 令和3年第2回（6月）上越市議会定例会

## 厚生常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提 出 課	ページ
報告第3号	専決処分した事件の承認について(令和3年度上越市一般会計補正予算(専第1号))	こども課	1~2
議案第50号	上越市国民健康保険税条例及び上越市介護保険条例の一部改正について	国保年金課	3~5
議案第45号	令和3年度上越市一般会計補正予算(第1号)	健康づくり推進課	6

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	報告第3号
提出課	こども課

歳出科目 (P44~P45)	3款2項1目	児童福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業	0	255,077	255,077

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	255,077	報酬	660
		委託料	7,311
		共済費	116
		負担金補助及び交付金	
		役務費	849
			246,000

【補正理由】

国が令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費を活用し、所得の少ない子育て世帯への生活支援特別給付金を支給することを受け、支給対象者に対し、速やかに給付金を支給するため、必要な経費を増額したもの（令和3年4月13日専決補正）

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	0	255,077	255,077
合計		0	255,077	255,077

(歳出)

区分	補正前	補正額	補正後
報酬	0	660	660
共済費	0	116	116
旅費	0	31	31
需用費	0	110	110
役務費	0	849	849
委託料	0	7,311	7,311
負担金補助及び交付金	0	246,000	246,000
合計	0	255,077	255,077

【実施内容】

(1) 支給対象者

① 所得の少ないひとり親世帯	世帯数	児童数
ア 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方	1,132	1,680人
イ 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る)	約100	約250人
ウ 令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方	約250	約350人
② ①以外の住民税非課税の子育て世帯	約1,500	約2,640人

(2) 支給額

児童1人当たり一律5万円

※対象児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)

(3) 支給時期

- ・①-アのうち、1,127世帯1,671人には令和3年4月27日支給済み
- ・①-イ、ウについては、申請受付後、審査を行い順次支給予定
- ・②については、令和3年度分の課税情報が判明する6月以降に対象者が確定するため支給は7月以降となる見込み

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第50号
提出課	国保年金課

## 上越市国民健康保険税条例及び上越市介護保険 条例の一部改正について

### 1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、国民健康保険税及び介護保険料の減免を行うため、所要の改正を行うもの

### 2 主な改正内容

#### (1) 第1条の規定による上越市国民健康保険税条例の改正内容

前年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免を行うため、必要な規定を整備する。(附則第20項関係)

#### (2) 第2条の規定による上越市介護保険条例の改正内容

前年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免を行うため、必要な規定を整備する。(附則第17条関係)

### 3 施行期日等

公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

### 4 上越市国民健康保険税条例及び上越市介護保険条例改正案新旧対照表

#### (1) 第1条の規定による上越市国民健康保険税条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～19 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免)</p> <p>20 令和2年2月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険税(被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～19 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免)</p> <p>20 令和2年2月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険税(被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以</p>

改 正 案	改 正 前
<p>内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次のいずれかに該当する者は、第29条第1項に規定する保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 世帯の生計を主として維持する者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)の合計額が1,000万円以下であること。</p> <p>ウ 略</p> <p>21 略</p>	<p>内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次のいずれかに該当する者は、第29条第1項に規定する保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 世帯の生計を主として維持する者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)の合計額が1,000万円以下であること。</p> <p>ウ 略</p> <p>21 略</p>

(2) 第2条の規定による上越市介護保険条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(第1号被保険者の保険料率)</p> <p>第8条 略</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者で            地方税法(昭和25年法律第226号)            第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零と</p>	<p>(第1号被保険者の保険料率)</p> <p>第8条 略</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者で            地方税法(昭和25年法律第226号)            第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零と</p>

改 正 案	改 正 前
<p>する。以下、<u>附則第17条を除き</u>、「合計所得金額」という。)が50万円未満のもの 9万2,300円</p> <p>(7)~(15) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第17条 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料のうち、令和2年2月分以降の保険料の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第17条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、生計中心者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>合計所得金額(令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。)</u>のうち、<u>減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</u></p> <p>2 略</p>	<p>する。以下_____「合計所得金額」という。)が50万円未満のもの 9万2,300円</p> <p>(7)~(15) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第17条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料のうち、令和2年2月分以降の保険料の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第17条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、生計中心者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>減少する</u> _____ _____ <u>ことが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</u></p> <p>2 略</p>

5 国による財政支援

国民健康保険税及び介護保険料の減免において、国の基準による減免を行った場合は、令和2年度は減免総額の10分の10の財政支援であったが、令和3年度については、減免総額の10分の2の財政支援になる見込みである。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第45号
提出課	健康づくり推進課

歳出科目 (P18~P19)	4款1項2目	母子衛生費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
保健センター管理運営費	30,552	3,218	33,770

主な補正財源		主な経費	
一般財源	3,218	負担金補助及び交付金	3,218

【補正理由】

複合施設である浦川原保健センター・浦川原高齢者生活福祉センターの空調用冷却塔が大雪により破損したことから、本市と施設を区分所有する社会福祉法人上越市社会福祉協議会との協定に基づき、同協議会が実施する修繕に要する経費の一部を負担するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分	補正前	補正額	補正後
一般財源	3,616	3,218	6,834
合計	3,616	3,218	6,834

(歳出)

区分	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	759	3,218	3,977
合計	759	3,218	3,977

<負担割合等>

施設名	所管	修繕費(円)	負担割合※	負担額(円)
浦川原保健センター	健康づくり推進課	7,150,000	45%	3,217,500
浦川原高齢者生活福祉センター	上越市社会福祉協議会		50%	3,575,000
生活支援ハウス	高齢者支援課		5%	357,500

※ 負担割合は、空調用吹出口の総数に対する各施設の口数の割合